

ヘルパーステーション福ちゃん 訪問介護・横浜市訪問介護相当サービス料金表

令和5年1月1日より

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×負担割合※（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※負担割合は1割負担の場合：0.9、2割負担の場合：0.8、3割負担の場合：0.7

※利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

※横浜市（2級地）の地域単価は11.12円です。

訪問介護費（1回につき）	単位数	2級地			
		利用者負担額 （1割）円	利用者負担額 （2割）円	利用者負担額 （3割）円	
①基本額					
身体介護が中心である場合					
所要時間20分未満の場合	167	186	372	558	
所要時間20分以上30分未満の場合	250	278	556	834	
所要時間30分以上1時間未満の場合	396	441	881	1,321	
所要時間1時間以上の場合	579	644	1,288	1,932	
所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに	84	94	187	281	
生活援助が中心である場合					
所要時間20分以上45分未満の場合	183	204	407	611	
所要時間45分以上の場合	225	251	501	751	
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上 の生活援助を行った場合(所要時間20分から計算して 25分を増すごとに)201単位を限度とする	67	75	149	224	
②加算					
緊急時訪問介護加算 利用者の要請により緊急の訪問介護を行った場合 (介護支援専門員がその必要性を認める必要があります)	100	112	223	334	1回につき
早朝・夜間加算 早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合		所定単位数×25%			
深夜加算 深夜(22時～翌6時)に訪問した場合		所定単位数×50%			
初回加算 サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合	200	223	445	668	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅰ) 訪問リハ通所リハの医師/PT/OT/STの助言を受けた上で、 サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成	100	112	223	334	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ) 訪問リハ通所リハを行う際にサービス提供責任者が同行し、 利用者の状況进行评估し、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成	200	223	445	668	1月につき
2人の訪問介護員によるサービス提供		所定単位数の200%			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算) ×13.7%<1単位未満の端数四捨五入>			1月につき
特定処遇改善加算(Ⅱ)		介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算) ×4.2%<1単位未満の端数四捨五入>			1月につき

横浜市訪問介護相当サービス費（1月につき）	単位数	利用者負担額 （1割）円	利用者負担額 （2割）円	利用者負担額 （3割）円	
①基本額					
訪問型サービスⅠ	1,176	1,308	2,616	3,924	
訪問型サービスⅡ	2,349	2,612	5,224	7,836	
訪問型サービスⅢ	3,727	4,145	8,289	12,434	
②加算					
初回加算	200	223	445	668	1月につき
生活機能向上連携加算（Ⅰ） 訪問リハ通所リハの医師/PT/OT/STの助言を受けた上で、 サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成	100	112	223	334	1月につき
生活機能向上連携加算（Ⅱ） 訪問リハ通所リハを行う際にサービス提供責任者が同行し、 利用者の状況を評価し、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成	200	223	445	668	1月につき
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算） ×13.7%＜1単位未満の端数四捨五入＞				1月につき
特定処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算） ×4.2%＜1単位未満の端数四捨五入＞				1月につき

運営基準に定められたその他の費用	金額	
その他の費用（交通費）	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（鶴見区、神奈川区、川崎区）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1kmあたり 30円

通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）	金額	
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。 （横浜市訪問介護相当サービスのケアプラン上のサービスについては月額一律料金です。）